

物品等業者指名要綱運用基準

平成 7 年 3 月 28 日

6 葛総経第 398 号区長決裁

改正 平成 25 年 3 月 25 日 24 葛総契第 907 号

令和 7 年 6 月 12 日 7 葛総契第 196 号

第 1 定義

この基準における用語の意義は、物品業者指名要綱（平成 7 年 3 月 28 日 6 葛総経第 397 号区長決裁。以下「要綱」という。）の例による。

第 2 指名方法

葛飾区が発注する物品の売買及び借入れ、印刷製本の請負、委託その他の契約に係る指名競争入札に参加させる者の指名（以下「指名」という。）に当たっては、次の事項について考慮する。

(1) 経営及び信用の状況

日刊紙、業界紙、情報紙等の情報から、経営状況が悪化していると認められる業者については、指名を控える。

(2) 不誠実な行為の有無

次に示すような不誠実な行為があった場合は、指名回数を減らす。

ア 入札等に当たって不真面目と思われる札入れ等をした場合

イ その他契約手続きを進めていく上で好ましくない行為があった場合

(3) 登録業種

ア それぞれの契約事案ごとに最適と思われる業種の競争入札参加資格に登録申請のある業者の中から指名する。

イ 中小企業育成のため、専業業者を優先的に指名する。

(4) 履行能力

経営規模、経営状況、技術力等業者の履行能力を勘案して指名する。

(5) 指名回数

業者の経営規模、経営状況、技術力等が同等である場合は、業者間の指名回数が公平になるよう配慮する。

(6) 関係会社

関係会社は、同一案件に指名しない。

なお、関係会社とは、次のアからカのいずれかに該当する場合をいう。

ア 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。

イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等である場合

ウ 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役

員をいう。エにおいて同じ。)が、他方の会社等の役員を兼ねている場合
エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は
会社更生法第 67 条第 1 項により選任された管財人(「管財人」という。オ
において同じ。)を兼ねている場合

オ 一方の会社等の管財人が、他方の会社の管財人を兼ねている場合

カ その他、アからオと同一とみなすことができる関係がある場合

(6) その他特別な事情

ア 特別な事情があると認められる場合は、必要に応じて指名する。

イ 契約の履行が不誠実な者又は指名業者として指名することが不適切と
認められる者は、指名回数を減らす。

ウ 事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員は、指名しない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、指名条件を満たす他の業者に優先
して指名することができる。

(1) 過去の契約事案と同一の契約事案に係る前回の契約業者

(2) 同種契約事案の履行成績が優秀な業者

(3) その他相当な事由が認められる業者

第 3 指名業者数

1 特殊な契約及び特別な事情がある契約で、対応できる業者に限りがある場
合は、要綱第 5 条の指名業者数を下回っても差支えないものとする。

2 予定価格に応じた指名業者数については、当該業種の登録業者数や発注件
数等の状況により、基準の範囲内で調整するものとする。

付 則 (平成 7 年 3 月 28 日 6 葛総経第 398 号)

この基準は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 25 年 3 月 25 日 24 葛総契第 907 号)

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 7 年 6 月 12 日 7 葛総契第 196 号)

この基準は、令和 7 年 6 月 13 日から施行する。